



《会計・税務の知識》

種類株式の設計事例

借入金でなく株式で資金調達を行いたいけど、経営権は自身で保持しておきたい。

そんな悩みをお持ちの経営者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この悩みは、権利が異なる複数の種類の株式（種類株式）を発行することで解決することが出来ます。

最近では、平成19年9月に伊藤園が配当を優先的に行う代わりに議決権が生じない優先株式を上場し話題となりました。

以下、経営権を保持したい経営者ともう一人出資者がいる場合を想定して、各出資者（経営者及び他の出資者）の意思とそれに適した種類株式の設計事例を挙げます。

● 事例 1 ●

＜各出資者の意思＞

- 1) 経営者
 - ・ 事業が失敗した場合、投下資本の回収は出来なくても構わない
- 2) 他の出資者
 - ・ 一定の事項を除き議決権は不要
 - ・ 事業が失敗した場合でも、極力投下資本の回収を行いたい

＜各出資者に保有させる種類株式＞

- 1) 経営者
 - ・ 議決権に制限はなし
 - ・ 残余財産分配権は劣後する
- 2) 他の出資者
 - ・ 議決権制限株式
 - ・ 残余財産分配権は優先する

＜種類株式導入手続及び留意点＞

定款の変更を伴うため株主総会の特別決議が必要となります。

また、譲渡制限が付されていない株式がある場合、議決権に制限のある株式は発行済株式総数の2分の1までしか発行できない点に注意する必要があります。

● 事例 2 ●

さらに、全ての株式に譲渡制限が付されている会社では、属人的株式と呼ばれるものを利用することで、出資者のニーズにより柔軟に応えることが出来

ます。

属人的株式とは、全く同じ株式であってもA氏が持っている場合とB氏が持っている場合とで、その権利を異ならせるというものです。

例えば、全く同じ株式について、A氏が持っている場合は株主総会での議決権を有するが、B氏が持っている場合は議決権を有しないといった扱いをすることが出来ます。

以下、具体的事例です。

＜各出資者の意思＞

- 1) 経営者の意思
 - ・ 自分の有する株式を少しづつ孫に渡したい。但し議決権は持たせたくない。
- 2) 他の出資者の意思
 - ・ 現経営者が経営権を有するのは構わない
 - ・ 現経営者以外に議決権が渡る状況は避けたい

＜各出資者に保有させる種類株式＞

- 1) 経営者が保有する種類株式
 - ・ 無議決権株式
- 2) 他の出資者が保有する種類株式
 - ・ 普通株式

加えて、定款上「他の規定にかかわらず、現経営者保有の株式は1株につき100議決権を有する」旨の条項を設ける。

＜属人的株式導入手続及び留意点＞

属人的株式に関する事項を定める場合、株主総会の特殊決議が必要となります。具体的には、総株主の半数以上かつ、総株主の議決権の4分の3以上の賛成が必要となります。

なお、会社が将来的に上場することを考えた場合、株式の譲渡制限は当然解除することが必要となります。

従って、将来的に上場を考えている企業が属人的株式を利用する場合、属人的株式の廃止のタイミングについてのプランニングも行っておく必要があります。

今回ご紹介しました種類株式は、ベンチャー企業だけでなく、事業承継においても様々な活用が出来ます。

事業承継で悩まれている方も、是非活用をご検討下さい。